

## 「県民参加の森林づくり事業」の実施に当たっての留意事項

- 1 申請期限 令和6年2月20日（ただし、予算上限で申請終了）
- 2 留意事項
  - ① 事業期間は単年度とし、当協会の会計年度内(7月1日～6月30日)で、かつ4月30日までに事業を完了見込みのものに限る。
  - ② 助成金は30万円以内とする。
  - ③ 植栽樹種は、地域に生息している郷土樹種を原則とする。
  - ④ ツツジ、サツキ等の低花木だけの植栽は不可。中高木との構成での植栽とすること。
  - ⑤ 植栽本数は10本以上で補植、移植は認めない。1本当たりの単価は5,000円（税込み）以下のものに限る。
  - ⑥ 植栽樹種の見積りについては、2者以上の専門業者の見積書（樹種毎、規格を明示）を添付すること。
  - ⑦ 事前に事業実施に係る土地所有者の同意が得られていること。（当該同意書の写の提出）
  - ⑧ 事業実施後は、規格指定の標柱を設置すること。
  - ⑨ 募金チラシ、ホームページ等での「緑の募金」広報に使用するため、事業実績報告書添付の写真の使用については、ご協力をお願いします。